

第5次男女共同参画基本計画の策定に関する国の動向等

1 第5次男女共同参画基本計画の策定

第4次計画（H27.12閣議決定）の終了に伴い、令和2年12月の閣議決定を目指して、計画改定に向けた検討を開始

<第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト>

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の登用や意思決定過程への参画の一層の加速 ○地域・家庭における男女共同参画の一層の推進 ○女性に対する暴力の予防と根絶 ○高齢单身、一人親世帯など困難を抱える女性への支援 ○防災、復興における男女共同参画の視点の一層の強化 ○SDGsの実現に必要なジェンダー平等・ジェンダー視点の主流化
取り組むべき事項と基本的な視点	<ul style="list-style-type: none"> ○活力ある社会を次世代に引き継ぐため、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映 ○実質的な男女平等の実現に向けた人材登用・育成の強化 ○男女共同参画は男性にとっても重要で、特に家庭や地域など生活の場に広げることが重要 ○人生100年時代を見据えた、健康な生活、仕事と家事・育児・介護の両立、学び続け、活躍し続けられる環境の整備 ○科学技術の発展に男女が共に寄与し、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要 ○女性に対する暴力の多様化に対応しつつ、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を強化 ○多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援を行い、安心して暮らせる環境を整備 ○男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透 ○地域における様々な主体や男女共同参画センターとの連携強化

(R2.1.21 第5次計画策定専門調査会 第3回会議資料から作成)

2 女性活躍加速のための重点方針2019（すべての女性が輝く社会づくり本部）

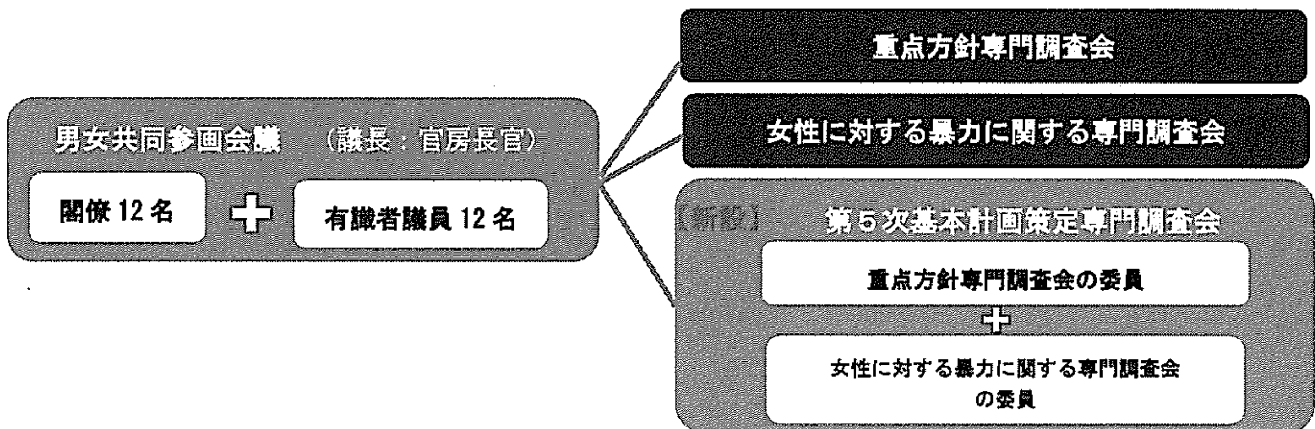
「第4次男女共同参画基本計画」に定めた具体策や成果目標の実現に向け、今後重点的に取り組むべき事項について、すべての女性が輝く社会づくり本部が取りまとめ

安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> 女性に対するあらゆる暴力の根絶 生涯を通じた女性の健康支援の強化 困難を抱える女性への支援
あらゆる分野における女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生における女性活躍の推進 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進 男性の暮らし方・意識の変革 政治分野における女性の参画拡大 あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
女性活躍のための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応 女性活躍の視点に立った制度等の整備

平成27年12月に策定された男女共同参画基本計画（第4次）については、令和2年度内に改定する予定となっており、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対する計画策定に向けた「基本的な考え方」について諮問（令和元年11月12日）に応じ、検討を開始する。

1 計画改定の検討体制

- 男女共同参画会議の下に、第5次男女共同参画基本計画（以下「第5次計画」という。）の策定のため「第5次基本計画策定専門調査会」（以下「専門調査会」という。）を設置する。
- 専門調査会において、現行計画（第4次）のフォローアップを実施する。フォローアップの結果を踏まえ、第5次計画策定の方向性や全体的な方針について議論を行う。
- また、必要に応じ、専門調査会の下にワーキンググループを設置し、専門調査会での議論を踏まえた詳細な検討を行い、その結果をとりまとめて専門調査会に報告する。



2 今後のスケジュール（案）

元年度	11月12日	内閣総理大臣から計画改定に向けた「基本的な考え方」について諮問（男女共同参画会議（第59回））
	11月下旬～	現行計画（第4次）のフォローアップ 第5次計画策定に向けた論点整理、議論
2年度	夏～	公聴会、パブリックコメント 「基本的な考え方」の答申（男女共同参画会議） 第5次計画の諮問・答申（男女共同参画会議）
	12月	閣議決定

3 計画改定のプロセス

現行計画の進捗状況や今後の課題等について、関係府省や有識者からヒアリングを行うとともに、国民からの意見募集をはじめとして、様々な主体との対話を推進し、第5次計画策定のプロセス自体を広報・啓発の一環として重視していく。

第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト(議論のためのたたき台)

目指すべき社会

I 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

II 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

III 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

IV SDGsの達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会

社会情勢の現状認識

1. 少子・高齢化と未婚・単身世帯の増加
2. 人生100年時代の到来
3. 経済分野を中心に、女性のエンパワメントが大きく進展
4. 働き方改革、女活法等に基づく取組開始
5. AIなどの技術進歩(第4次産業革命)
6. 国内外で高まる女性に対する暴力への問題意識
7. 頻発する大規模災害
8. SDGsの達成に向けた世界的な潮流

どのような課題があるか

◇ 持続可能な国際社会に調和した経済社会の実現に不可欠な、男女の能力発揮と意思決定への参画

◇ 男女共に自らの選択によって人生を設計することができる環境の整備

具体的には、

- (1) 女性登用や意思決定過程への女性参画への加速
- (2) 生活の場(地域・家庭)における男女共同参画の一層の推進
- (3) 女性に対する暴力の予防・根絶
- (4) 高齢単身・ひとり親世帯など、生活上の困難を抱えるすべての女性への支援
- (5) 防災・復興における男女共同参画の視点の一層の強化
- (6) SDGsのすべての目標の実現に必要な、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化

取組が進まない場合、
 ・各人の意欲・能力を十分に活かせず、生きづらい社会になりかねない
 ・多様な発想によるイノベーションが生まれなくなる恐れ
 ・世界的な人材獲得競争に勝てなくなる恐れ

今が我が国経済社会の持続的発展を確保できるか否かの分水嶺であるとの認識の下、**男女共同参画に取り組むことが必要**

取り組むべき事項及び基本的な視点

- ① 持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐため、また、SDGs(持続可能な開発目標)の達成のためには、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映する必要。次世代に向けたメッセージを打ち出すことも重要。【WG1、WG2】
- ② 「30%目標」の達成とその先の「実質的な男女の平等の実現」に向け、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。【WG1、WG2】
- ③ 男女共同参画は、男性にとっても重要(男性がより暮らしやすくなるもの)であり、男女が共に進めていくもの。特に、男女共同参画を家庭や地域など生活の場にも広げることが重要。その際、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)も含め、性別に基づく固定観念が男女どちらかに不利に働かないよう取り組む必要。【WG2】
- ④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の整備に取り組む必要。【WG1、WG3】
- ⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要。【WG2】
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要。【WG4】
- ⑦ 多様な困難を抱えるすべての女性に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要。【WG4】
- ⑧ 頻発する大規模災害の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要。【WG3】
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における様々な主体や男女共同参画センターとの連携強化を含め、推進体制をより一層強化する必要。【WG3】

女性活躍加速のための重点方針2019

(令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

- 健康寿命の延伸や女性の就労意欲等を踏まえ、生涯を通じて女性の社会参画が重要
- 女性が抱える困難な状況や女性に対する暴力等がいまだ解決されず
- 女性が活躍するためには地域の実情に応じた取組が重要

- 人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築を目指す
- 困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現に正面から取り組む
- 「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進

I 安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
民間エンジェルター等における被害者支援のための取組促進、DV対応と児童虐待対応との連携強化、加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上、セクハラ根絶に向けた対策の推進
- 生涯を通じた女性の健康支援の強化
子宮頸がん・乳がん検診等の更なる推進、更年期における相談等の充実や骨粗鬆症検診の質の向上などライフステージに応じた健康保持の促進
- 困難を抱える女性への支援
様々な困難を抱える女性等のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援、予期せぬ妊娠等による若年妊婦等への相談支援、養育費の履行確保に向けた取組

III 女性活躍のための基盤整備

- 女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実
地域におけるジェンダー統計の重要性の理解と作成・活用の促進
- 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進
待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て・介護基盤の整備、幼児教育・保育・高等教育の無償化
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応
学校教育段階からの男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育プログラムの開発
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備
働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改定

II あらゆる分野における女性の活躍

- 地方創生における女性活躍の推進
女性にとつて魅力的な地域づくりに向けた取組の推進、都道府県における官民連携型のプラットフォームの設置・活用促進を通じた女性等の新規就業支援
- 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進
女性活躍推進法の改正により行動計画策定等の義務対象となる中小企業への支援や女性活躍情報の「見える化」の深化、キャリアアップ等を総合的に支援するモデルの開発・普及など中高年女性をはじめとする女性の学び直しや就業ニーズの突強、多様で柔軟な働き方の推進、ワーク・ライフ・バランスやテレワークの推進
- 男性の暮らし方・意識の変革
企業や国・地方公共団体における「男の産休」や男性の育児休業等の取得の推進、男性の家事・育児等への参画に向けた国民の意識の醸成
- 政治分野における女性の参画拡大
諸外国の取組を含めた実態の調査・情報提供、地方公共団体における好事例の収集・展開の実施について検討
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
医師の働き方改革、科学技術・学術分野における女性の参画拡大、女性の起業への支援、ジェンダー投資の推進、女性役員登用の拡大、国際会議における議論への参画と日本の取組の充実及び発信

参考：これまでの女性活躍加速のための重点方針の成果

安全・安心な暮らしの実現

- 女性の健康増進に向けた取組
- ひとり親家庭・多子世帯応援プロジェクトの開始(平成27年度～)
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年5月成立)
- 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする刑法の一部改正(平成29年7月施行)
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金の創設(平成29年度)
→性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを全47都道府県に設置(平成30年10月)
- 性犯罪被害相談電話番号の全国統一化(平成29年8月～)
- 若年者を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進
- 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」(平成30年6月)

女性の活躍を支える基盤整備

- 保育の受け皿確保に向けた取組
→「子育て安心プラン」を前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿整備を行う(「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月))
→放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分、令和5年度までに計約30万人分を整備(「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月))
- 幼児教育・保育・高等教育の無償化
→子ども・子育て支援法の改正(令和元年5月成立)
→大学等修学支援法(令和元年5月成立)
- 介護サービスの基盤整備
→介護人材の確保(25万人分を目標)「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月))
- 施行令等の改正により、住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記が可能(平成31年4月成立)
- 政令改正・施行により、乳児用液体ミルクの製造・販売が可能(平成30年8月)

あらゆる分野における女性の活躍

- <制度等>
 - 女性活躍推進法の成立(平成28年4月全面施行)、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を含む内容とする改正(令和元年5月成立)
 - 公共調達の取組指針に基づく加点評価の取組を開始(平成28年度～)
→国及び独法等の29年度実績：金額 約1兆3,400億円、件数 約1万3,600件
 - 地域女性活躍推進交付金の創設(平成29年度～)
 - 男女雇用機会均等法改正
(いわゆるマタハラ防止のための改正：平成29年施行、セクハラ防止対策の強化等：令和元年5月成立)
 - 働き方改革関連連法(平成30年6月成立)
 - 保育所に入れない場合等の育児休業期間の延長等を盛り込んだ育児・介護休業法の改正(平成29年10月施行)
 - 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の策定・同指針を踏まえた取組計画に基づく施策の推進
 - 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)の創設(平成28年度～)
 - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立(平成30年5月施行)
- <事業展開>
 - 政治分野・経済分野における「見える化」の促進
 - 理工系女子応援ネットワークの構築(令和元年5月：194団体)
→夏のリコチャレ(平成30年度実績：123団体165イベント実施 約24,000名参加)
 - 役員候補となる女性リーダー養成研修の実施(平成29年度～)
 - 学び直しの促進に向け、60時間以上での履修証明書の交付が可能(平成31年4月～)
 - 女性起業家等支援ネットワークの構築(平成28年度～、全国10箇所)
 - 「イクメンプロジェクト」「さんきゅうパパプロジェクト」「おとう飯”始めよう”キャンペーンなどにより、男性の家事・育児等の参画促進
 - WAW! (国際女性会議)の開催(平成26年～、5回開催)